

クリーニング所開設届出時に必要な書類等

1 クリーニング所開設届（様式第1号）

【添付書類】

○クリーニング所の構造設備の概要

- ・建物の構造、他施設との区分、面積、床面の不浸透性材料の名称等を記入する。

○施設の平面図

- ・各設備（受付カウンター、洗濯機、ドライ機、プレス機等）の配置、寸法を記入する。
- ・設計図面（施工図）を別紙添付しても可。

○案内図

- ・目標物（駅、学校、スーパー等）から店舗への案内を記入する。
- ・インターネット等で検索・印刷した地図を別紙添付しても可。
- ・ショッピングセンター内等のテナントの場合、全体配置図も添付する。

2 クリーニング師免許証（原本提示）

- ・クリーニング師が複数人の場合、クリーニング師一覧表に記入する。
- ・取次所の場合は提出不要。

3 同一営業者が市内で開設している他店舗の一覧

- ・市内のクリーニング所（取次所含む）の名称、所在地、営業種別、従事者数、クリーニング師の氏名について記載。（様式例参照）

4 【法人開設の場合】登記事項証明書（3ヶ月以内に交付のもの）

- 5 印 鑑
- ・法人の場合：法人の代表者印（登記済み印）の押印が必要
 - ・個人の届出：開設者本人が自署すれば押印省略可能です。

6 検査手数料（現金17,000円）

※一旦、納入された手数料の返還はできません

千葉県保健所
環境衛生課 営業指導班
電話：043-238-9939